

## 平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、及び同法を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則を次のように定める。

### （定義）

第一条 この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）

第二条 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。

一 法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務（以下この項において単に「事務」といいう。）の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的とおむね同一であること。

二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。

三 法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める地方公共団体の長その他の執行機関は、当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条例事務の内容と類似しているものであつて次の各号のいづれかに該当するもの（次項において「法定事務等」という。）を処理するためには必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいづれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）とする。ただし、提供することがでできる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規則

（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨

を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報

の範囲にあっては、限定機関を除く。

一 その事務において貸与又は支給の対象となる費用が、条例事務において貸与又は支給の対象

となる費用と類似していること。

二 その事務において貸与し、又は支給する物品が、条例事務において貸与し、又は支給する物

品と類似していること。

三 その事務において提供する役務が、条例事務において提供する役務と類似していること。

法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報は、法定事務等において情

報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報とする。た

だし、次に掲げる特定個人情報を除く。

一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提

供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報

二 限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十

九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成

二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個

の範囲における当該特定個人情報

### （届出及び公表）

第三条 法第十九条第九号の規定に基づき特定個人情報の提供を求める地方公共団体の長その他の執行機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

一 法第九条第二項の条例及び条例事務の名称

二 法第九条第二項の条例及び条例事務の名称

三 条例事務関係情報提供者及び当該条例事務関係情報提供者に対し提供を求める特定個人情報

一 前三条に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項

四 個人情報保護委員会は、前項の規定により届出のあった事項について、必要があると認めるときは、その届出をした地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該届出に係る事項について説明を求めることができる。

四 個人情報保護委員会は、第一項の規定により届出のあった事項が前条各項のいづれにも該当すると認めめたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

二 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

三 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

四 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

五 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

三 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

四 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

五 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

六 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

七 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

八 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

九 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

十 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

十一 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

十二 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

十三 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

十四 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

十五 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

十六 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

十七 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

十八 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

十九 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

二十 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

二十一 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

二十二 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

二十三 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

二十四 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

二十五 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

二十六 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

二十七 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

二十八 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

二十九 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

三十 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

三十一 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

三十二 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

三十三 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

三十四 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

三十五 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

三十六 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

三十七 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

三十八 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

三十九 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

四十 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

四十一 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

四十二 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

四十三 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

四十四 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

四十五 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

四十六 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

四十七 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

四十八 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

四十九 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

五十 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

五十一 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

五十二 第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

五十三 第四条 前条第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

五十四 第四条の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

五十五 第一人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

五十六 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

### 附 則

（令和二年一二月二八日個人情報保護委員会規則第四号）

この規則は、令和二年十二月二十八日から施行する。

**附 則**（令和三年八月二十五日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

**附 則**（令和五年九月一五日個人情報保護委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。